

平成 18 年 4 月 20 日公表
農林水産省消費・安全局

食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画

1. 基本的な考え方

食品安全行政にリスク分析が導入され、科学に基づいた行政の推進が課題となっており、科学的原則に基づいたリスク管理と消費者の視点に立った施策を実施する上で必要となるサーベイランス¹・モニタリング²の実施が一層重要となっている。

このため、5 年間（平成 18～22 年度）における、サーベイランス・モニタリング計画を以下のとおり定める。

2. 優先度分類の考え方

- (1) サーベイランス・モニタリングの調査対象は、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質（別添 1）に基づいて、調査対象(食品群及び飼料)ごとに、含有量の実態や摂取量に加え、これまでの実態調査の実施状況、調査目的に合致した分析法の有無を考慮して、優先度を決定する。
- (2) 優先度は、以下の区分に分類する。
 - A：期間内に実施
 - B：期間内に可能な範囲で実施
- (3) リスク管理検討会の場で、技術的な知見を含めて意見を求め、必要に応じてサーベイランス・モニタリング計画に反映させる。

3. 調査対象

別紙のとおり。

4. 留意事項

- (1) 計画期間中に食品安全に関するリスクが顕在化した場合、当該食品中の危害要因の含有量などについて、計画に含まれているかを問わず、緊急に調査を実施する。
- (2) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲がわからない場合や、十分なデータが存在せず統計量が不明な場合は、予備調査を実施する。
- (3) サーベイランス・モニタリングは、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (4) サーベイランス・モニタリングの実施に当たって、分析機関に分析を委託する場合は、精度管理を行うこと及び妥当性が確認された分析法を用いること等を条件とする。

¹ 問題の程度、又は実態を知るための調査。

² 矯正的措施をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査。

(別紙)

サーベイランス・モニタリング中期計画 (調査対象)

優先度A 期間内にサーベイランスを実施

調査対象		備考
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
ヒ素	農産物	・平成15～17年産の農産物を対象に総ヒ素の含有実態調査を実施 (分析は平成16～18年度)。 ・摂取寄与の大きい農産物については、分析法も含め毒性の大きい無機態ヒ素の分析について検討。
ダイオキシン類 (コブラナーPCBを含む)	農産物	・ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、農畜水産物の実態を把握。
	畜産物	・ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、農畜水産物の実態を把握。
	水産物	・ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、農畜水産物の実態を把握。
	飼料	・畜産物の残留の主要な経路である飼料について実態を把握。
デオキシニバレノール (DON)	農産物	・平成14～17年度に実態調査を実施、これまでの調査結果を踏まえて検討・実施。 ・赤かび病の大発生時等の実態把握が必要。
ニバレノール (NIV)	農産物	・平成14～17年度に実態調査を実施、これまでの調査結果を踏まえて検討・実施。 ・赤かび病の大発生時等の実態把握が必要。
オクラトキシンA	農産物	・平成17年度から実態調査を実施。 ・平成16年度から厚生労働省が市販食品の調査を実施。
ゼアラレノン	農産物	・平成16年度に実施した予備的調査でゼアラレノンが定量された試料があったことから、平成17年度から実態調査を実施。
アクリルアミド	加工食品	・リスク管理型研究 (平成18～20年度) においてトータルダイエツスタディを実施し、寄与率の高い食品群を特定、その結果に基づき対象食品を選定。 (平成19年度以降) ・平成16年度から実態調査を実施。
3-MCPD	加工食品	・しょうゆ及びアミノ酸液以外の対象食品は、リスク管理型研究 (平成17～19年度) においてトータルダイエツスタディを実施し、寄与率の高い食品群を特定、その結果に基づき対象食品を選定。 (平成19年度以降) ・平成16年度から、しょうゆ及びアミノ酸液の実態調査を実施。
1,3-DCP	加工食品	・リスク管理型研究 (平成17～19年度) においてトータルダイエツスタディを実施し、寄与率の高い食品群を特定、その結果に基づき対象食品を選定。 (平成19年度以降) ・平成17年度に、しょうゆ及びアミノ酸液の実態調査を実施。

優先度A 期間内にモニタリングを実施

調査対象		備考
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
カドミウム	米	・産地段階におけるリスク管理(水管理等)を的確に行うため、過去に0.4ppm以上のカドミウムが検出された地域やその周辺の地域等で生産される米のモニタリングを実施。
	飼料	・飼料中の残留基準値への適合を確認するため実施。 ・モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。
アフラトキシ ン	飼料	・飼料中の残留基準値への適合を確認するため実施。 ・モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。
残留農薬	農産物	・主要農産物16品目について、残留農薬基準が設定され、当該農産物に使用できる農薬を対象に実施。 ・対象農薬は、急性参照値の国際的な検討状況、農薬出荷量、分析法の開発状況等を勘案して優先順位を設け、年度ごとに選定して実施。
	輸入農産物	・輸入農産物の残留農薬問題に対する関心の高まりとともに、ポジティブリスト制度の施行等に対応し、食品事業者の自主的な取組みを支援するため、店頭段階における農薬の残留状況を調査。 ・輸入農産物の残留農薬のヒトの健康に対するリスクは小さい。
	飼料	・飼料中の残留基準値への適合を確認するため実施。 ・モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。

優先度B 期間内に可能な範囲でサーベイランスを実施

調査対象		備考
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
カドミウム	水産物	・平成7～14年度に主要水産物の含有量調査を実施し、魚介類ごとの含有量の傾向を把握済み。
ヒ素	水産物	・リスク管理型研究(平成17～19年度)において、主要水産物について形態別ヒ素含有量調査を実施しており、その結果をふまえてサーベイランスの実施を検討する。
メチル 水銀	農産物	・平成15～17年産の農産物を対象に総水銀の含有実態調査を実施(分析は平成16～18年度)。今後、調査結果を解析し、リスク管理の必要性(追加的な調査を含む)を検討する予定。
	水産物	・摂食指導の基礎資料とするため、平成14～16年度に比較的高濃度の水銀を含有する魚種(マグロ類やメカジキ等)について、含有量調査を実施。 ・水産物中の水銀含有量については、都道府県衛生部局が調査を実施。
鉛	農産物	平成15～17年産の農産物を対象に鉛の含有実態調査を実施(分析は平成17年度で終了)。今後、調査結果を解析し、リスク管理の必要性(追加的な調査を含む)を検討する予定。
	水産物	・鉛の特性として、生物濃縮は低い。 ・主要魚介類の調査結果(平成9～11年度)は、ほとんどが検出下限未満であり、現段階では健康上大きな影響はないと考えられる。
ポリブロモジ フェニルエー テル(PBDE)	未定	・209種の化合物の総称で、毒性や分析法が確立しているものは少なく、それらについて情報収集が必要。
パツリン	りんご果汁	・平成15年度から、国産の原料りんご果汁の実態調査を実施。 ・既に食品衛生法に基づく規格規準が定められており、今後は、リスク低減対策の検討を重視。
フモニシン	農産物	・平成16年度から厚生労働省で市販食品の実態調査を実施。
T-2トキシン、 HT-2トキシン	農産物	・平成16年度に実施した予備的調査では検出された試料はない。 ・農作物中の詳細な含有実態を把握するための適切な分析法が確立されていない。
硝酸性窒素	農産物	・野菜由来の硝酸性窒素の代謝や健康影響等について不明な部分が多く、国内(厚生労働省)では野菜中の硝酸性窒素含有量に関する基準値等が設定されていないため、サーベイランス結果の客観的な評価が困難。 ・野菜の硝酸性窒素の含有量は、野菜の種類・品種、栽培時期や栽培環境等により大きく変動することからサンプリングに際して十分な検討が必要。
多環芳香族 炭化水素(PAH)	加工食品	・多環芳香族炭化水素のうち、JECFAが遺伝毒性と発がん性があるとして今後モニタリングすべきとしたのは13種類。 ・リスク管理型研究(平成17～19年度)においてトータルダイエツスタディを実施し、寄与率の高い食品群を特定、その結果に基づき対象食品を選定。(平成19年度以降)
フラン	加工食品	・リスク管理型研究(平成17～19年度)においてトータルダイエツスタディを実施し、寄与率の高い食品群を特定、その結果に基づき対象食品を選定。(平成19年度以降)
トランス脂肪酸	加工食品	・リスク管理型研究(平成17～19年度)においてトータルダイエツスタディを実施し、寄与率の高い食品群を特定、その結果に基づき対象食品を選定。(平成19年度以降)

優先度B 期間内に可能な範囲でモニタリングを実施

調査対象		備考
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
ヒ素	飼料	・飼料中の残留基準値への適合を確認するため実施。 ・モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。
メチル水銀	飼料	・飼料中の残留基準値への適合を確認するため実施。 ・モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。
鉛	飼料	・飼料中の残留基準値への適合を確認するため実施。 ・モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。